

労働保険の年度更新手続きをお願いします！！

本年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は6月1日から7月10日までです。

令和8年度は、雇用保険料率が引き下げられていますのでご注意ください。
なお、労災保険率は令和6年度から変更ありません。

申告手続きは、金融機関への提出・納付、監督署・労働局への郵送提出のほか、インターネット経由で「カンタン・便利に」お手続きいただける「電子申請」をぜひご利用ください。

電子申請の手続きに不安をお持ちの方には、初期設定等を無料でお手伝いする「電子申請未利用事業場アドバイザー事業」を実施していますのでご活用ください。

また、労働保険料の納付には口座振替がご利用いただけます。口座振替は、納付の「忘れ」や「遅れ」を防ぐことに加え、法定納期限から最大約2か月のゆとりがあります。本年度年度更新にかかる口座振替の届出は既に締め切っておりますが、令和9年度の年度更新に向けて御検討ください。

詳しくは、厚生労働省または新潟労働局のホームページ、お近くの労働基準監督署・新潟労働局にお尋ねください。